

第4章 指針の見直し

本指針は、個人情報保護に関する国民的な意識の高まり、個人情報漏えい事故の発生状況、他の事業分野において講じられている個人情報保護に係る措置の実態、情報通信技術の発展及び実務の状況等に応じて、適宜見直しをすることが必要である。そのため、本指針策定後も、随時関係者の意見を聞きながら、不断の見直しに努めていくものとする。